

しまし報

生業資金のお申込みは
1月31日まで!!
本年度最後の貸付け申込み受付は1月31日までです。ご希望の方は遅れずにお申込みください。申込みの資格、返済方法などは福祉課管理係(内線2621)までお問い合わせください。

建築紛争について

区政モニターアンケートまとまる

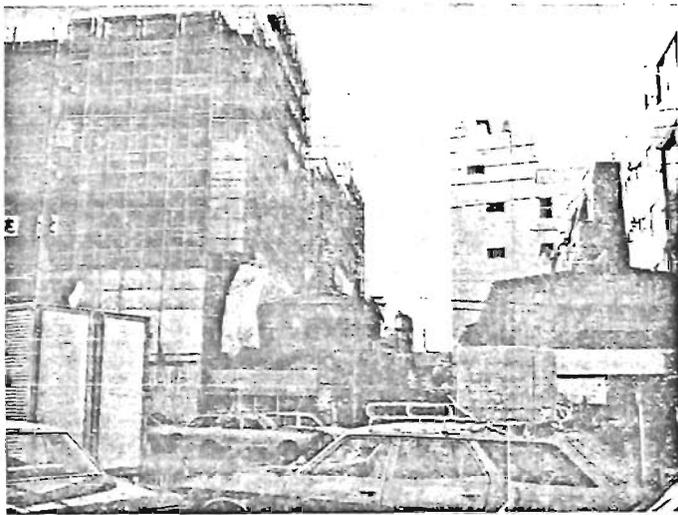
区では、福祉・環境・土木・教育など、区民の皆さんの生活にも密着した仕事を行っています。

これらの仕事をよりきめ細かなものとするために、区政モニター制度(定員40名)、請願・陳情、広聴電話、区政相談などをとおして、積極的に区民の声を取り入れるように努めています。

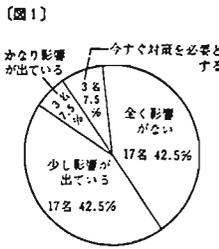
最近、特に建築に関する紛争が多いため、区に対する請願・陳情なども、建築紛争に関するものが全体の約4割を占めています。

そこで、区政モニターに対する52年度第1回のアンケートとして「建築紛争」の問題を取り上げました。本号では、その結果の一部をご紹介します。

75%が何らかの形で建築紛争を身近に経験
豊島区は人口密度の非常に高い区ですが、建築紛争の経験の有無について聞いてみたところ、30名



電波障害
半分以上が影響を受ける
電波障害についてみると、図1のとおり、全く影響がないと答えたのは42.5%で、全体の半分以上の人が何らかの影響を受けていることとなります。



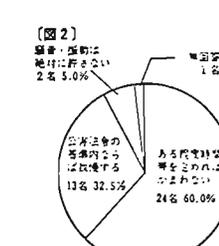
「プライバシーを守る方策」
「目隠しをできるだけ有効に」
最近、プライバシー確保の必要性が叫ばれています。どの程度までプライバシー対策がなされるべきかについて聞いてみると、「自分の家で対策を考えなければ、事実上守れない」が16名(40%)と一番多く、「他人の家の中を見ることのできないようにすべきだ」13名(32.5%)、「部室ではある程度やむを得ない」10名(25%)、「他人の顔も見ることができないようにすべきだ」1名(2.5%)の順になっています。

また、プライバシーを守る方策としては、「目隠しを部分的に」(できるだけ有効に)つけさせる」が28名(70%)と圧倒的に多くなっています。そして、プライバシー問題の解決方法としては、役所などの第三者を立てて話し合いをする」と答えた人が半数以上(21名)で、当事者間で円滑に話し合いを

すると答えた人も16名おり、あまりことを荒たてないで解決する方法を望むという結果になっています。

なお、「話し合いがつかない場合は裁判に訴えて争う」と答えた人は2名だけでした。

工事公害
時間帯を定めればよい
工事公害について、どこまで認容できるかを聞いてみると、図2のとおりになっており、60%の人が「ある程度時間帯を定めればかまわない」と答えています。



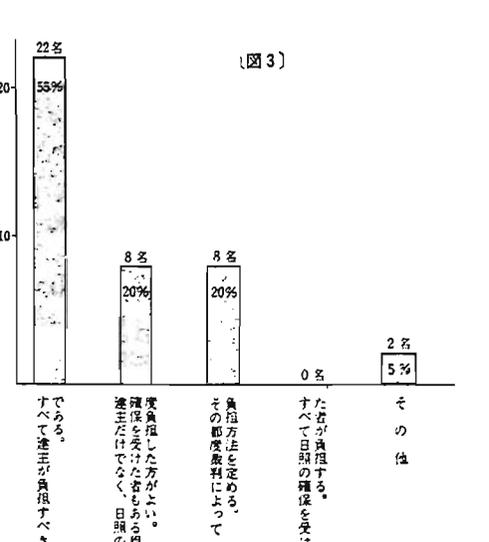
また、工事公害に対する考え方に聞いてみると、「必ず協定を結ぶ」が33名(82.5%)と圧倒的に多く、「口頭約束でもよい」は7名(17.5%)となっており、全員が何らかの約束を結ぶと答えています。

日照阻害
比較的穏便な考え方
日照について、阻害の程度を聞いてみると、「当事者間でできるだけ話し合いをすべきである」が18名(45%)、「都市の中ではある程度我慢も必要である」が10名(25%)となっており、比較的穏便な考え方をしている人が多いと思われまます。

また、日照を確保するための建築物の新たな規制方法はどうあるべきかについて聞いてみると、「新たに建築する人だけを規制する」と答えた人が25名で、6割を占めています。また、「既存の建築に対しては、除却を考へるべきである」と答えた人も25%の10名いました。

そのほか、「規制すべきでない」が2名(5%)、「その他」が3名(7.5%)となっています。

建築紛争についての自由意見
環境を守る権利と財産権を行使する権利との紛争についての自由意見は、36件ありましたが、その



内容は、環境を優先すべきであるとする意見 5件、紛争の解決方法についての意見 27件、その他の意見 4件。なお、「法律で規制する」が14件などとなっています。

意見の具体例としては、「周囲の反対があったときは私財の権利行使は自由にやらす、まず環境を守ることを第一にすべきである。それから権利を行使するときは、何らかの利益を住民側に還元すべきである。」「当事者間の話し合いで、必要により役所など第三者を立てて調整することが望ましい。すべて法律で一律に規制するなどの処理解決法にこだわらず、その地域の将来を考えて、総合的に問題処理を図るべきである。」「互いに円満に協議してケースバイケースで解決すること、好ましいが、現実には互いに権利を主張して紛争となる場合が多い。そこで法令により建築物を規制し、適切な指導体制を確立する方法以外はないと思う。」などの意見が出されました。

寒いときこそスポーツしよう

■商工スキーバスのおさそい
 巨額の商工従業員スキーバスを今年も次のおり実施します。専門指導員による講習会も開催します。初心者もふるって参加ください。

□とき：2月19～20日
 □ところ：本津スキー場
 □対象：区内の商店・工場などに備わった従業員

□定員：120名(先着順)
 □参加費：4,000円
 □申込み：所定の申込書に記入のうえ、参加費をそえて団体の長か事業主を通じて、2月10日まで申し込みください。

■区民スキー講習会へどうや
 (第3回)
 □とき：3月10、13日(現地3泊4日夜行発)
 □ところ：猪苗代スキー場
 □対象：区内在住で第1回、2回に参加していない方

■区民駅伝大会へ参加しよう
 □とき：2月26日 午前10時発走
 □コース：白根一周(約5km)
 □対象：中学生と女子の部は半端、小学生と女子の部は短距離
 □申込み：当日会場で
 □詳細：体育係(内線3485)
 □申込先：問い合わせは経済課商工係(内線2451)へ。

■区民駅伝大会へ参加しよう
 □とき：2月26日 午前10時発走
 □コース：白根一周(約5km)
 □対象：区内在住で第1回、2回に参加していない方



問い合わせは...
 池袋保健所 987-4171
 長崎保健所 950-7121

出張健康相談のお知らせ

お母さんと乳幼児の健康を守るために、保健所の保健婦が会場へ出張して母子健康相談と指導を行います。

■母子健康相談
 ・2月10日 午後1時半～3時
 南大塚社会教育会館(南大塚2-136-1)

出張母親学級

・2月6、13、20日 午後1時半～3時
 第11出張所(池袋本町1-12-5)
 ・2月17日 午後1時半～2時半
 区立青年館(池袋1-1035)
 ・2月20日 午後1時半～2時半
 第10出張所(約4-12-3)
 ・2月23日 午前9時半～11時
 高田児童館(高田3-25-15)

出張育児相談

・2月1日 午後1時半～3時
 第9出張所(豊町1-42)
 ・2月15日 午後1時半～3時
 第8出張所(長崎4-45-6)

2月 保健所カレンダー

(受付時間) 午前9:00～10:30 午後1:00～2:30

事業名	曜日	実施日	池袋保健所	長崎保健所
一般成人健康相談	毎週水曜日	午前	毎週月曜日	午前
保育相談	月	13, 27日	午後	
乳幼児健康診査(4か月児)	火	7, 14日 (52年10月生まれの方)	午後	21, 28日 ()
3歳児健康診査	火	21日 (50年1月生まれの方)	午前、午後	7, 14日 ()
ツベルクリン反応検査	7, 14日(火)	午後	8日(水)	午前
成人病相談	1, 15日(水)	午後	3, 17日(金)	午後
母子健康相談	水		8日	午前
産婦健康診査	木	9, 16日	午後	2, 23日
乳幼児健康診査に伴う母親の育児相談	木	9, 16日	午後	
結核予防検診(BCG)	9, 16日(木)	午後	10日(金)	午前
3歳児心理相談	木	23日	午前、午後	9, 16日
3歳児歯科健康診査	木	23日	午前、午後	9, 16日
産科衛生相談室	毎週水曜日	午前		
精神衛生相談	金	24日	午後	10日
育児学級	全			24日
母親学級	全	3, 10, 17, 24日(全) (1:00～3:30)		1, 8, 15, 22日(水) (1:30～3:30)
風邪予防検診(電話予約のみ)	1, 15日(水)	午前	13, 27日(月)	午前

○赤ちゃんが生まれたら……「出生通知書」を必ず保健所へ……
 ○犬のふんは飼い主が責任をもって始末しましょう……散歩のときも忘れずに……

体育館・体育場から

問い合わせは：
 県民体育館 918-7101
 豊島体育館 918-1701
 千代田体育館 983-7503

初心者卓球教室

□とき：2月1、8、15、22日
 毎週水曜日 午前10時～正午
 □ところ：県民体育館
 □対象：区内在住者40名(先着順)
 □費用：400円(会場使用料)
 □指導：豊島区卓球連盟
 □服装：運動着、運動靴、ラケット

婦人体操教室

健康の増進、体力の向上と美容のために参加しませんか。
 △豊島体育館 毎週水曜日 午前10時半～正午
 △県民体育館 毎週金曜日 午前10時半～午後12時半
 △千代田体育館 毎週木曜日 午前10時～11時半
 □参加費：100円
 □服装：運動できる服装で、タオル、運動靴持参のこと。
 □申込み：当日会場で

国民年金の受給権者

国民年金の受給権者は、毎年1回「国民年金受給権者現況届」を提出することになっています。この届は、年金受給権者の生存を確認し、引続き年金の支払いを受けるための届で、これを怠ると

住民税第四期分の納期限は…1月31日です。

島島体育館 毎週水曜日

▽島島体育館 毎週水曜日
 時間はいづれも午後6時から
 □対象：高校生以上一般
 □費用：大人300円
 □服装：体操できる服装と上はき
 □申込み：当日会場で

小学生体操教室

□申込み：当日会場で
 □対象：区内在住者40名(先着順)
 □費用：100円(会場使用料)
 □指導：豊島区バトミントン協会
 □服装：運動着、運動靴、ラケット、タオルを持参のこと
 □申込み：2月1日から当館で

福社事務所から

お知らせ
 東福社事務所 346-2551
 (南大塚2-36-1)
 西福社事務所 374-5531
 (要町1-59)

国民年金の受給権者

現況届を忘れずに
 国民年金の受給権者は、毎年1回「国民年金受給権者現況届」を提出することになっています。この届は、年金受給権者の生存を確認し、引続き年金の支払いを受けるための届で、これを怠ると

福社事務所から

お知らせ
 東福社事務所 346-2551
 (南大塚2-36-1)
 西福社事務所 374-5531
 (要町1-59)

保育園入園の申込み

1月31日までに
 保育園入園の申込みは、年間を通して福社事務所で行うことができますが、4月入園希望者の申込みは、1月31日までに申し込まなければなりません。なお、保育の欠ける程度が高いお子さんより優先入園を決めることになっていきますので、希望どおり入園できるとは限りません。

ヘルン・ケラー学院

委託生募集
 ーあんま・マッサージ・指圧科ー
 □募集期間：2月15日まで
 委託生の資格は、次のとおりです
 ・東京都に住み、身体障害者手帳を持つ視覚障害者、またはこれに準ずる方で、特に必要と認められた方。
 ・現在、職業技術がなく、本施設を修了後待て自立更正ができ、技術活用ができる方。
 △義務教育終了以上の学歴のある

職業自立を望まれる

身障者のみなさんへ
 ー東京都立職業開発学院
 訓練生募集ー
 この学院は、身体の不自由な方が就労の印刷技術を習得して、働く喜びと収入を得て、印刷技術者として自立することを目的とした訓練施設です。
 □入所資格：年齢15歳以上(おおむね40歳未満)で身体障害者手帳をお持ちの方で
 □新制中学校卒業、またはこれと同程度の学力を有する方。
 △入浴、食事、用便などの日常生活動作ができる方。
 △活動の態度が所定の訓練や生産活動にたえ得る程度で、将来、社会で活躍する意欲を有する方
 △精神障害、伝染性疾患、訓練に支障ある内部疾患、精神薄弱、色盲でない方。
 □訓練期間と科目
 ・写真植字、軽印刷(タイプライター)：2年
 ・カメラ製版、オフセット製版、活版印刷、製本：3年
 □手当
 ・訓練・作業手当が支給されます
 ・入所後の経費(食費以外)は無料
 ・ただし食費も負担能力によって免除されることがあります。
 □入所先
 都立職業開発学院
 世田谷区上用賀1-22-20
 709-0281
 □申込期間 3月25日まで。

お知らせ



(内線) はすべて区役所
981-1111の内線です

巣鴨体育館の団体利用が 登録制にかわります

当館の施設(競技場・温水プール)を団体で貸切り利用する手続き方法が、仮申込方法から登録制となりま。

対象：4月1日から施設を利用する団体

千登世橋体育場の 団体登録は...

昭和53年度武道場ならびに庭球場の団体登録を次のように行います。

資格：区内在住の方向
受付：1月26日午前9時から、千登世橋体育場内会議室

持参するもの：代表者の印鑑及び区内在住者が証明できる物(例：身分証明書、健康保険証)

注意：2月末日までに登録をすませた団体は、4月分の抽選会に出席できます。

詳細：917-503

温水プール監視員募集

ところ：巣鴨体育館温水プール
資格：日本赤十字社水上安全法救助員、日本水泳連盟公認水泳指導員いずれかの有資格者

謝礼：3時間当り2100円以上

年齢：20歳以上

〆切日：2月28日まで

提出書類：履歴書(写真貼付)と送付証または資格証を持参

詳細：917-101

区民センターの もよおし

☆東池袋1-20-19

区民教室

テーマ：「日本の庭園」
とき：2月3日、3月3日
毎週金曜日1時半〜3時半

対象：区内在住者45名

講師：女子聖学院大教授 江橋 潤氏

申込み：1月25日から先着順で社会教育課窓口で受付します。
なお26日から電話も可

詳細：社会教育課

特別教養講座

テーマ：「今の子供は何を考えているか(青少年の自殺について)」
とき：2月17日6時半〜8時半

対象・定員：区内在住または在勤者40名

講師：東洋大教授 岩井弘融氏

申込み：1月25日から社会教育課 本条係にて先着順に。なお電話(内線3465)も可

60歳以上の方へ 陶芸教室

とき：2月9日、3月30日
毎週木曜日 計8回
午後1時半〜3時半

ところ：高松こどもぎの家

内容：作品制作及び鑑賞

定員：20名

費用：教材費千円(粘土代、光熱費 他)

講師：尾田 節子氏

申込み：1月26日〜1月30日まで(往復書可)

生活工夫教室

とき：2月6日〜3月27日
毎週月曜日 計8回
午後1時半〜3時

ところ：高松こどもぎの家

内容：衣食住など日常の暮らしの知恵 工夫など

定員：40名

講師：島田美恵子氏

申込み：1月26日から先着順

詳細：917-7440

千早社会教育会館 のよおし

☆千早町2-33

育いたします。

申込み：1月25日から社会教育課(内線3455)へ電話で。

詳細：917-7440

婦人学級

住みよい地域、生活をつくるためにはどう生きたらよいか、そのための知識、考え方を福祉のかわりから学ぶ。

テーマ：婦人と社会保障

とき：2月3日、3月10日
毎週金曜日 午前10時〜正午

対象・定員：区内在住または在勤の婦人40名(先着順)

講師：日本女子大教授 一番ヶ瀬康子氏

申込み：1月25日から先着順

詳細：千早社会教育会館 917-1335

教養講座

テーマ：「平安女性の生きかた」
平安女性の「文学と生活」
とき：2月14日(火)〜21日(火)
28日(火)の午前10時〜正午

内容：平安女性の生活と文学。百人一首に見られる女流歌人の歌と生きかたを三回に分けて講義いたします。なお、一回は、スライド鑑賞を併用いたします。

申込み：1月25日から先着順

講師：東洋大教授 神作 光一氏

受講料：テキスト代100円

申込み：2月8日から先着順

詳細：千早社会教育会館 917-1335

勤労青少年センター のよおし

☆北大塚1-15-10

勤労青少年センター
ペン習字講習会

とき：2月7日〜3月28日
毎週火、金曜日
6時半〜8時半 14回

対象・定員：30歳以下の勤労青少年で区内在住または在勤の方30名

講師：橋本 照石氏

申込み：1月25日(31日)迄
応募者多数の場合、公開抽せんにて決定し、当選者のみ本人に通知します。

詳細：電話で(917-2334)
勤労青少年センターへどうぞ

勤労青少年 着物着付講習会

とき：2月6日〜3月27日
毎週月曜日 6時〜8時

対象・定員：30歳以下の勤労青少年で区内在住または在勤の女性30名

講師：坂本 ツギ子氏

申込み：1月25日(31日)迄
応募者多数の場合、公開抽せんにて決定し、当選者のみ本人に通知します。

詳細：電話で(917-2334)
勤労青少年センターへどうぞ

広報技術指導講習会

内容：広報活動の役割と必要性、編集企画、取材と情報管理、見出しと文章、レイアウト、印刷方法のいろいろ他

とき：2月7日〜3月14日まで
の毎週火曜日 1時半〜4時

ところ：南大塚社会教育会館

対象・定員：区内在住または在勤で18歳以上の方30名

申込み：1月25日(31日)迄
応募者多数の場合、公開抽せんにて決定し、当選者のみ本人に通知します。

詳細：電話で(917-2334)
勤労青少年センターへどうぞ

レクリエーション 指導者講習会

内容：バス内でのレクリエーション、レクリエーション論、スタンフとスキップ、踊る楽しさ、指導者の役割他

とき：2月7日〜3月22日の毎週火曜日 6時半〜9時
(3月22日は水曜日)

ところ：青年館

対象・定員：区内在住または在勤で18歳以上の方30名(先着順)

申込み：2月6日までに青少年係(内線3461)電話も可

官公所だより

特別区職員
追加採用
(大学卒程度)
(保健婦)

募集人員：約30名

資格：昭和8年4月2日から31年4月1日までに生まれた者で保健婦の免許を有する者(見込みの者も含む)

試験日時：2月3日

申込み：1月25日(2月2日)まで

千代田区九段北1-1-4
東京区政会館内特別区人事厚生事務組合人事企画部企画課
265-0671内359・373

補助教員 育児休業
産前産後休業

対象及び資格
専任教員：公立学校で一年以上正式教員の経験、毎年4月1日現在65歳未満の者

日現在65歳未満の者

養護教諭・養護教諭普通免許 状を有し、毎年4月1日現在 65歳未満の者

養護教諭普通免許状、また
は保母資格を有し、毎年4月1日現在40歳未満の者

願書受付：2月13日(18日)および3月・6月・9月・12月の1日から5日まで都教育庁人事課 部検定課で、

出願書類：教育庁検定課で配付します。その期日受付期間前に用意してください。

詳細：都教育庁人事課検定課
212-5111 内44302

陸運事務所から

自動車登録検査業務を処理しているコンピュータの整備改善のため、2月4日の終日、全国の陸運事務所(支所を含む)においてコンピュータで処理している業務を停止します。

なお、コンピュータ処理によるない継続検査、検査標章、番号牌及び封印の再交付、軽自動車の新出、臨時通行、回送運行に関する業務は平常どおり行います。

詳細：東京都陸運事務所
41-6311

都税事務所から

固定資産の申告をお忘れなく

固定資産税の課税対象は土地家屋のほか事業用資産などは土地家屋が対象です。毎年1月1日現在の所有状況をお書きください。

住宅用地の申告が必要です

固定資産税

土地を住宅用地として使用している場合は、土地にかかるとして課税されるような特別の措置がとられています。

昭和52年中に売買、相続などにより、新たに住宅用地を取得した方は1月31日までに「固定資産税の住宅用地等報告書」を提出してください。

詳細については917-1211

養護教諭・養護教諭普通免許 状を有し、毎年4月1日現在 65歳未満の者

養護教諭普通免許状、また
は保母資格を有し、毎年4月1日現在40歳未満の者

願書受付：2月13日(18日)および3月・6月・9月・12月の1日から5日まで都教育庁人事課 部検定課で、

出願書類：教育庁検定課で配付します。その期日受付期間前に用意してください。

詳細：都教育庁人事課検定課
212-5111 内44302

陸運事務所から

自動車登録検査業務を処理しているコンピュータの整備改善のため、2月4日の終日、全国の陸運事務所(支所を含む)においてコンピュータで処理している業務を停止します。

なお、コンピュータ処理によるない継続検査、検査標章、番号牌及び封印の再交付、軽自動車の新出、臨時通行、回送運行に関する業務は平常どおり行います。

詳細：東京都陸運事務所
41-6311

都税事務所から

固定資産の申告をお忘れなく

固定資産税の課税対象は土地家屋のほか事業用資産などは土地家屋が対象です。毎年1月1日現在の所有状況をお書きください。

住宅用地の申告が必要です

固定資産税

土地を住宅用地として使用している場合は、土地にかかるとして課税されるような特別の措置がとられています。

昭和52年中に売買、相続などにより、新たに住宅用地を取得した方は1月31日までに「固定資産税の住宅用地等報告書」を提出してください。

詳細については917-1211